

A型・AX型の運用について

A型 / AX型ワイヤレスマイクの電波法に関する使用上のご注意

A型/AX型のワイヤレスマイクを使用する場合は、電波法に基づく無線局免許が必要です。

- ・FPU-4帯(A型)のラジオマイクは、FPU-2帯(AX型)より優先して免許が割り当てられます。原則として、FPU-4帯の免許を多数所持する場合に、FPU-2帯の免許が受けられません。FPU-2帯のみでも、正当な理由があれば免許が受けられますが、理由書などの書類が必要になることがあります。
- ・FPU-2帯(AX型)のラジオマイクは、青森県三沢市、山口県岩国市およびそれらの周辺地域では使用できません。

必要な免許申請および許可について

A型 / AX型ワイヤレスマイクは電波法で定められた「特定ラジオマイクの陸上移動局」です。開設 / 運用の際には次の手続きが必要です。

開設前	特定ラジオマイク利用者連盟(特ラ連)加入 無線局の免許申請
運用(使用)前	特ラ連への運用連絡

特ラ連加入手続きについて

A型 / AX型ワイヤレスマイクシステムの周波数帯は、放送局が使用するFPU(Field PickUp Unit)用周波数の一部を共用しています。特ラ連は、加入者がA型 / AX型ワイヤレスマイクシステムを円滑に運用できるよう、加入者に代わって放送局などとの運用調整を行う団体です。

利用者は事前に「運用連絡」を文書で特ラ連に提出してください。FPU・ラジオマイク運用連絡協議会と相互に妨害を生じないよう連絡、調整を行います。

特ラ連に直接、入会の連絡を取ってください。入会申込書などの書類が送付されます。入会申し込みから加入証明書が発行されるまでの期間は約2週間です。

FPU・ラジオマイク運用連絡協議会の構成員となっている放送局は、特ラ連の加入は不要です。

特ラ連加入費用(支払い先:特ラ連)

入会金(大小ホールの場合は2加入)	20,000円×加入数	
年会費(毎年4月に更新、年単位)	48,000円×加入数	
運用調整費	固定で運用する場合(演劇、ホール等)	100円×12ヵ月×マイク本数
	移動で運用する場合 (PA会社、映画制作会社など)	300円×12ヵ月×マイク本数

特定ラジオマイク利用者連盟(特ラ連)連絡先

名称	所在地	電話番号	FAX
特定ラジオマイク利用者連盟 本部	〒162-0042 東京都新宿区早稲田町 75番地 佐藤ビル2階	03-5273-9806	03-5273-9808

無線局新設免許申請手続きについて

免許は、管轄する郵政省地方電気通信監理局で認可されます。免許申請については特ラ連にご相談ください。免許申請から免許交付までの期間は約1ヵ月です。

新設申請費用

費用		支払先
免許申請手数料	2,850円×マイク本数	地方電気通信監理局
免許関係書類取扱費	6,000円×マイク本数	特ラ連
電波利用料 (毎年送付される納入告知書によって納付します。)	600円×マイク本数	地方電気通信監理局

新設免許申請提出書類(下記1から5の書類を提出します)

1	法人申請の場合	個人申請の場合	備考
1	特定ラジオマイク利用者連盟の加入証明書		特ラ連入会手続き完了後に発行されます。
2	技術基準適合証明書		商品(送信機)1台に1枚付属しています。必ず、正本を提出してください。マイクの本数分提出してください。
3	無線局免許申請書		特ラ連にご相談ください。
4	無線局事項書及び工事設計書		特ラ連にご相談ください。
5	会社の登記簿本	住民票	既に他の無線局を開設運用し、その免許交付が今回申請を行う電気通信監理局と同一である場合は、提出を省略できます。

・申請者の住所とワイヤレスマイクを設置する場所(常置場所)が異なる場合は、その関係を示す書類(NTT電話料領収書、水道領収書、電気代領収書のいずれかのコピーで可)を提出します。
・代理人(納入業者など)が申請を行う場合は、委任状を提出します。

注:技術基準適合証明について

送信機は、電波法に定める「郵政省技術基準適合証明書」であり、あらかじめ証明を取得しています。技術基準適合証明書は、製品(A型 / AX型)に付属しています。A型 / AX型ワイヤレスマイクの陸上移動局免許申請の際には、技術基準適合証明書の正本(朱印押印)を添付しないと許可されません。技術基準適合証明書は再発行できませんので、紛失しないようにしてください。送信機本体や送信アンテナなどの改造、および電波法に基づく表示の改変、消去、削除をしてはいけません。改造などを行うと技術基準適合証明が失効します。また、改造などを行って運用すると罰則規定(電波法第110条)により処罰される場合があります。

運用連絡について

A型 / AX型ワイヤレスマイクシステムの周波数帯は、放送局が使用するFPU(Field PickUp Unit)用周波数の一部を共用していますので、運用(使用)前には必ず運用調整業務を行う必要があります。利用者は事前に「運用連絡」を文書で特ラ連に提出してください。

運用連絡書の記入事項[下記(1)から(9)の事項を明記してください。]

記入事項	備考
(1) 会員番号	
(2) 会員名	
(3) 固定・移動の種別	
(4) 運用日時	
(5) 運用場所	必ず都道府県から記入して、ふりがなを付記してください。
(6) 連絡先電話番号	現場ではなく、貴社内デスクの電話番号を記入してください。
(7) 連絡先担当者氏名	ふりがなを付記してください。
(8) 運用周波数またはチャンネル	
(9) 運用本数	

運用連絡は1ヵ月分程度をまとめて提出することができます。

再免許申請の手続きについて

免許の有効期間は最大で5年間、最小で4年間です。無線局を継続して使用する場合は、免許の有効期間満了の日の6ヵ月前から3ヵ月前までの間に再免許申請を行ってください。期間内に再免許申請手続きができなかった場合は、新設申請となりますのでご注意ください。免許は、新設申請時と同様管轄する郵政省地方電気通信監理局で認可されます。再免許申請についても特ラ連に相談してください。

再免許申請費用

費用		支払先
再免許申請費	1,600円×マイク本数	地方電気通信監理局
再免許関係書類取扱手数料	3,000円×マイク本数	特ラ連

免許の有効期間、再免許申請期間など

免許の年月日	免許の有効期間	免許証票の色	再免許申請期間
平成7年6月1日～平成8年5月31日	平成12年5月31日	灰色	平成11年12月1日～平成12年2月末日
平成8年6月1日～平成9年5月31日	平成13年5月31日	黄色	平成12年12月1日～平成13年2月末日
平成9年6月1日～平成10年5月31日	平成14年5月31日	紫色	平成13年12月1日～平成14年2月末日
平成10年6月1日～平成11年5月31日	平成15年5月31日	緑色	平成14年12月1日～平成15年2月末日
平成11年6月1日～平成12年5月31日	平成16年5月31日	青色	平成15年12月1日～平成16年2月末日
平成12年6月1日～平成13年5月31日	平成17年5月31日	赤色	平成16年12月1日～平成17年2月末日

以降も同様に繰り返されます。

再免許申請提出書類(下記1と2の書類を提出します)

1	無線局再免許申請書	特ラ連にご相談ください。
2	無線局事項書及び工事設計書	特ラ連にご相談ください。

ご存じですか?

電波法の改正により、40MHz・200MHz・400MHz帯のワイヤレスシステムは平成8年(1996年)5月27日よりご使用できなくなりました。またメーカーもそれらの機器に対するメンテナンスもできなくなりました。

SAMSON® Technologies Corp 日本総代理店

株式会社 日伸音波製作所 〒390-0851 長野県松本市島内 4172-1
Tel 0263-40-1400(代) Fax 0263-40-1410
http://www.maxon.co.jp

お問い合わせは、取扱店または下記へどうぞ。
お客様相談センター Tel 0263-40-1403
製品内容・特注品・カタログ請求
設置・運用・技術的な質問
アフターフォロー・点検・修理 その他

- *表紙のデザインは商品のイメージのため実物とは異なります。
- *記載の価格は標準価格です。
- *記載の価格には消費税は含まれておりません。
- *製品の規格及び価格は改良のため予告なく変更することがあります。
- *記載の社名、商品名は各社の商標または登録商標です。
- *このカタログの記載内容は平成10年7月1日現在のものです。

サムソン取扱店